

合事務所に集合し罷業に入ると共に翌十八日次の事項を要求せり。

1、解雇絶対反対

2、給料一割値上

3、争議中の日給金額支給

4、解雇及退職手當の制定

十、争議の経過

労資双方数回折衝を重ねたるも事業主側は事業不振を理由として依然七名の解雇を固執するのみならず、従業員側がセメント労働門司支部の應援を得て結束を固め且つ其の示威的交渉をなすに憤慨し遂に二十一日付にて全職工の解雇通知を發し工場閉鎖を言明するに至つたのであるが、労資關係の悪化を憂へ遂に門司市有志（地方顔役）多川直三郎氏を調停に立たしめて双方の間を折衝二月二十三日左の通解決せり。

十一、解決條件

1、従業員四名解雇

2、解雇手當日給四拾四日分（但予告手當を含む）

3、今後と雖も工場主に於て解雇する場合は前項の手當を支給するも職工の自發的退職には支給せず

然して工場主に於て本事業を他人に譲渡する時其譲受人に於て職工を引續き雇傭する場合は前記の解雇手當を支給せず

4、争議費用として金一封（三拾五圓）支給

以上